

令和4年 9月12日 開会

令和4年 月 日 閉会

令和4年

第3回別海町議会定例会議案

別 海 町 議 会

令和4年 第3回別海町議会定例会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第65号	令和4年度別海町一般会計補正予算	1
議案第66号	令和4年度別海町介護保険特別会計補正予算	2
議案第67号	令和4年度別海町水道事業会計補正予算	3
議案第68号	令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算	4
議案第69号	別海町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について	5
議案第70号	別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第71号	別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第72号	別海町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	13
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	14
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	15
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	16
認定第1号	令和3年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について	17
認定第2号	令和3年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	18
認定第3号	令和3年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	19
認定第4号	令和3年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	20
認定第5号	令和3年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	21
認定第6号	令和3年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	22
認定第7号	令和3年度町立別海病院事業会計決算認定について	23
認定第8号	令和3年度別海町水道事業会計決算認定について	24
同意第2号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について	25

議案番号	目次	頁
同意第3号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について	26
同意第4号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について	27
同意第5号	別海町教育委員会委員の任命について	28
報告第9号	放棄した債権の報告について	29
報告第10号	令和3年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について	31
報告第11号	専決処分の報告について	32
報告第12号	専決処分の報告について	33
報告第13号	専決処分の報告について	34

議案第65号

令和4年度別海町一般会計補正予算

令和4年度別海町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第66号

令和4年度別海町介護保険特別会計補正予算

令和4年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第67号

令和4年度別海町水道事業会計補正予算

令和4年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第68号

令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算

令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 69 号

別海町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について

別海町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 12 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する市町村計画に記載された同条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域内における法第 24 条に規定する固定資産税について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、別海町町税条例（昭和 31 年別海村条例第 1 号）の特例を定めるものとする。

(特例措置)

第 2 条 町長は、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 4 項の表第 1 号又は第 45 条第 3 項の表の第 1 号の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農

林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備であって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「対象設備」という。）の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者に対し、対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税の課税を免除するものとする。

（1） 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

（2） 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定による課税免除の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度以後3年度とする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第70号

別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正す
る条例を次のように制定する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾根興三

別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年別
海町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号ウ中「及び」を「並びに」に改め、「第67条第1項第2号」の次に「及
び第3号」を加える。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第71号

別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾根 興 三

別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例（令和4年別海町条例第1号）の
一部を次のように改正する。

第8条第2号中「（以下「付属設備等」という。）」を削る。

第9条第2項中「付属設備等」を「付属設備又は備付物品」に、「前項に定める使用料
とは別に教育委員会規則で定める」を「別表第2に定める」に改める。

第15条及び第16条中「及び付属設備等」を「、付属設備又は備付物品」に改める。

第19条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会の許可を得て行う営利行為は、この限りではない。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

(1) センター使用料一覧（1時間当たりの額）

室名	区分	金額
ホール（全面）	使用料	1,350円
ホール（半面）	使用料	670円
舞台	使用料	1,070円
控室1	使用料	100円
控室2	使用料	100円
控室3	使用料	90円
リハーサル室1	使用料	630円
リハーサル室2	使用料	340円
親子活動室	使用料	620円
団体活動室	使用料	300円
調理実習室	使用料	340円
会議室1	使用料	870円
会議室2	使用料	580円
木工美術室	使用料	470円
陶芸室	使用料	350円
和室	使用料	350円
茶室	使用料	220円
ふれあいいいききサロン	使用料	280円

(2) 付帯施設使用料一覧（1時間当たりの額）

室名	区分	金額
プラザホール	使用料	930円
	暖房料	600円
研修室 1	使用料	300円
	暖房料	160円
個別ブース	使用料	100円
	暖房料	70円
研修室 2	使用料	230円
	暖房料	100円
アナブース	使用料	100円
	暖房料	70円

付記

- 1 付帯施設における暖房料の徴収期間は、毎年11月1日から翌年4月30日までとする。ただし、この期間外にあっても暖房を使用した場合は、これに相当する額を徴収する。
- 2 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収し、若しくは営利を目的とした行為をする場合の使用料は、本表使用料の10倍以内とし、町民以外が使用する場合には本表使用料の2倍以内として教育委員会が別に定める。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第9条関係）

(1) センター付属設備使用料一覧

付属設備	内訳	単位	金額
舞台	スポットライト、サスペンションライト	一式1回	2,360円
照明機器	ディスクマシン等		

	照明スタンド各種		
	舞台装置一式 (看板、つり具、演台等)		
舞台 音響反射板	側面・天井・背面	一式1回	4,610円
舞台 音響設備	マイク、マイクスタンド、スピーカー ディスクプレイヤー機器	一式1回	1,160円
舞台 映像機器	プロジェクター (大),スクリーン	一式1回	1,350円
リハーサル室 音響設備	スピーカー、マイク等	一式1回	980円
リハーサル室 コンサートグランドピアノ		1回	550円
陶芸室 陶芸用電気窯	電気窯15Kw	素焼き1回 本焼き1回	1,320円 2,200円
木工美術室 木工用工作機器	木材用大型CNC (専用パソコン含む)	一式1回	5,040円
団体活動室 ロッカー各種	鍵付きロッカー (大) 鍵付きロッカー (小) ロッカー (棚タイプ)	1ヶ月額 1ヶ月額 1段月額	1,200円 600円 300円

(2) 付帯施設附属設備使用料一覧

附属設備	内訳	単位	金額
プラザホール 映像装置	ビデオプロジェクター、ビデオデッキ、電動スクリーン、マイク等一式	一式1回	2,060円
プラザホール 音響設備	マイク、マイクスタンド、プレイヤー、調整卓等一式	一式1回	490円

(3) センター備付物品使用料一覧

備付物品	単位	金額
プロジェクター (小) (スクリーン、延長コード等含む)	一式1回	370円
移動式プロジェクタースクリーン	1回	80円

スタッキングチェア	1脚	60円
スポットライト（移動式）	一式1回	3,950円
舞台備品（平台、箱階段、開き足、蹴込パネル、掛け階段）	一式1回	8,440円
カラオケ機器（マイクを含む）	一式1回	900円
譜面台（奏者用）	1台	60円
簡易放送器具	一式1回	220円
展示用パネル	1枚	110円
キャンプ用テント	1組	320円
コンプレッサー	一式1回	300円

付記

- 1 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収し、若しくは営利を目的とした行為をする場合の使用料は、本表使用料の10倍以内とし、町民以外が使用する場合には本表使用料の2倍以内として教育委員会が別に定める。
- 2 本表の使用料中について、「一式」に組み込まれた物品を一部使用しない場合であっても、使用料の減額は行わない。
- 3 コンサートグランドピアノを使用する場合の調律料は使用者の実費とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の使用に対する使用料で施行日以後に納入通知書を発行するものについて適用し、施行日前の使用に対する使用料及び施行日以後の使用に対する使用料で施行日前に納入通知書を発行したものについては、なお従前の例による。

議案第72号

別海町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

別海町過疎地域持続的発展市町村計画を別添のとおり定めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾根興三

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和 4 年 9 月 1 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町西春別 1 1 6 番地の 1
- 2 氏 名 菅野 笑子
- 3 生年月日 昭和 3 5 年 1 2 月 1 5 日
- 4 任 期 令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和 4 年 9 月 1 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町上春別 1 0 2 番地の 8
- 2 氏 名 寺地 ちひろ
- 3 生年月日 昭和 3 6 年 2 月 5 日
- 4 任 期 令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町尾岱沼潮見町103番地の6
- 2 氏 名 伊勢 瞳
- 3 生年月日 昭和31年2月8日
- 4 任 期 令和5年1月1日から令和7年12月31日まで

認定第 1 号

令和 3 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について

令和 3 年度別海町一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第2号

令和3年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第3号

令和3年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第4号

令和3年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第5号

令和3年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第6号

令和3年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第7号

令和3年度町立別海病院事業会計決算認定について

令和3年度町立別海病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第8号

令和3年度別海町水道事業会計決算認定について

令和3年度別海町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾 根 興 三

同意第2号

別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を別海町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾根興三

- 1 住 所 野付郡別海町尾岱沼潮見町138番地の9
- 2 氏 名 島田安信
- 3 生年月日 昭和21年5月10日
- 4 任 期 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

同意第3号

別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を別海町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町別海常盤町243番地の9
- 2 氏 名 森 本 哲 男
- 3 生年月日 昭和27年11月30日
- 4 任 期 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

同意第4号

別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を別海町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町西春別駅前柏町7番地の12
- 2 氏 名 坪 内 省 志
- 3 生年月日 昭和35年11月5日
- 4 任 期 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

同意第5号

別海町教育委員会委員の任命について

次の者を別海町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町西春別駅前寿町84番地
- 2 氏 名 石 川 貴 工
- 3 生年月日 昭和55年1月5日
- 4 任 期 令和4年10月12日から令和8年10月11日まで

報告第9号

放棄した債権の報告について

別海町債権管理条例第16条の規定により、別紙調書のとおり債権を放棄したので、同条例第17条の規定により報告する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾 根 興 三

令和3年度 債権放棄調査書

債権の名称	債権放棄の理由	件数(人数)	金額	備考
住宅使用料	条例第16条第1号	25件 (1人)	674,700円	生活保護費受給、資力回復困難
小計		25件 (1人)	674,700円	
水道料金	条例第16条第2号	5件 (1人)	11,632円	破産法、会社更生法その他の法令の規定による免責
	条例第16条第3号	4件 (2人)	9,091円	債務者死亡、かつ相続人全員が相続放棄又は相続人がなく、その債務額が強制執行費用額未満
	条例第16条第4号	16件 (4人)	23,063円	徴収停止措置から相当の期間経過後、なお履行困難又は不適當
小計		25件 (7人)	43,786円	
計		50件 (8人)	718,486円	

報告第10号

令和3年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和4年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾根興三

記

○健全化判断比率

指標名	令和3年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	13.35%	20.00%
連結実質赤字比率	— %	18.35%	30.00%
実質公債費比率	11.9 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	68.8 %	350.0 %	

○資金不足比率

会計名	令和3年度比率	経営健全化基準
別海町下水道事業特別会計	— %	20.00%
町立別海病院事業会計	— %	20.00%
別海町水道事業会計	— %	20.00%

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月28日

別海町長 曾根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和3年12月17日議案第80号により議決を経て締結した中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「265,540,000円（内消費税及び地方消費税額24,140,000円）」を「266,893,000円（内消費税及び地方消費税額24,263,000円）」に改める。

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月9日

別海町長 曾 根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和3年12月17日議案第81号により議決を経て締結した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「101,200,000円(内消費税及び地方消費税額9,200,000円)」を「101,750,000円(内消費税及び地方消費税額9,250,000円)」に改める。

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月12日提出

別海町長 曾根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月26日

別海町長 曾根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和3年8月27日議案第60号により議決を経て締結、令和3年10月26日に専決処分した、生涯学習センター外構工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「146,454,000円（内消費税及び地方消費税額13,314,000円）」を「146,960,000円（内消費税及び地方消費税額13,360,000円）」に改める。